

報道機関各位

令和6年9月24日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局

(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



J R熊本駅前広報活動

熊本県最低賃金の改正に係る周知広報について

令和6年度の熊本県最低賃金につきましては、**令和6年10月5日(土)**より**時間額952円**に改正されます。

この改正につきまして、広く周知するために「公・労・使・官」一体となった周知広報活動を下記のとおり行いますので、取材にお越しいただき、最低賃金の周知広報にご協力くださいますようお願いいたします。

記

開催日時 : 令和6年10月3日(木) 午前7時30分～

開催場所 : 熊本駅東口前、西口前周辺

活動内容 : 最低賃金額を明記したミニカレンダー、ティッシュの配布

参加者 : 熊本労働局職員、最低賃金審議会委員等

【重要事項】 撮影に際し、JR九州様へ撮影同意書の提出が必要となります。取材にお越しいただける報道機関様は**同意書(PDF)**を送付いたしますので、下記メールアドレスまでご連絡ください。

なお、**同意書**は当局で取りまとめてJR九州様へ提出いたしますので、**9月30日(月)**までに提出をお願いいたします。

あて先 : 熊本地方最低賃金審議会事務局

メールアドレス : kuma-saichin@mhlw.go.jp